

# 議会改革推進会議

## 第3回会議 次第

日時：令和4年11月18日(金) 10時45分～  
場所：議事堂第3委員会室

### 1 開 会

### 2 協議事項

- (1) ハラスメントに係る相談体制の整備について
- (2) 議会における個人情報保護条例の制定について
- (3) 議場からの避難訓練の実施について
- (4) 議会に提出される資料及び会議録の配付の取扱いについて
- (5) 議会日程ポスターについて

### 3 報告事項

- (1) 広報編集委員会の取組状況について
- (2) IT活用検討委員会の取組状況について

### 4 その他

### 5 閉 会

#### <資料>

- ・資料1 ハラスメントに係る相談体制の整備について
- ・資料2 「富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」の制定について
- ・資料3 議事堂本会議場内における避難訓練の実施概要
- ・資料4 議会に提出される資料及び議会作成会議録の配付の取扱いについて
- ・資料5 議会日程ポスターについて
- ・資料6 議会広報の充実について
- ・資料7-1 議会におけるIT活用の取組等について
- ・資料7-2 常任委員会のインターネット録画配信について
- ・参考資料 多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申(素案)の概要(令和4年10月24日開催 地方制度調査会資料)

## ハラスメントに係る相談体制の整備について

## 1 前回の議会改革推進会議（8/24）での意見

- ・ハラスメント防止研修会（9/8）の内容を踏まえて、検討した方がよいのではないか。
- ・外部の有識者の方が相談しやすいのではないか。

## 2 上記研修会における講師（三浦まり上智大学法学部教授）の意見

- ・安心できる相談窓口を設けることが重要（被害者のプライバシーと尊厳に配慮）
- ・相談と処分の実施主体を分けた方がよい。

## 3 要綱案の概要

議員間に生じたセクハラ・マタハラ等のハラスメントに関する相談体制を整備するため、以下のとおり要綱を制定する。

## (1) 趣旨

ハラスメントの防止やハラスメントに起因する問題が生じた場合に、議会が自ら対処し、自律的な問題解決を図るとともに、ハラスメントに対する意識の向上を図る。

## (2) 相談の申し出

事務局指定職員を通じて議長が委嘱するハラスメント防止委員（ハラスメント相談実務経験者や弁護士等）に対し、書面又は口頭により相談の申し出をする。

## (3) 外部有識者による委員会の設置

上記申し出があった場合、公正かつ適正に処理するため、上記委員で構成する「ハラスメント防止対策委員会」（3名程度）がハラスメントに関する事実関係の調査などを行う。

## (4) 対応措置等

議長は、本人の意向や委員会の調査結果・意見を踏まえ、必要に応じて、加害者に対し、注意喚起等の対応措置を講ずる。

## 4 今後のスケジュール

第4回会議 今回出された意見を踏まえ、事務局で作成した要綱案の内容検討

第5回会議 要綱案の最終決定

## &lt;参考&gt; 先行自治体の取組状況

|      |  |  |   |
|------|--|--|---|
| 相談主体 | 議長が設置する委員会<br>(委員は議長の指名議員)   | 議長が委嘱する弁護士等の外部有識者 (相談員)  | 事務局職員 (局長、総務課長等)                        |
| 処理方法 | ・委員会が聞き取り等調査<br>・委員会の調査や意見を踏まえて、議長が被申立人に注意などの対応措置を講ずる<br>・事務局は委員会の業務補助 | ・相談員が聞き取り等調査<br>・相談員の調査や意見を踏まえて、議長が被申立人に注意などの対応措置を講ずる<br>・事務局は相談員の業務補助 | ・事務局職員が対応し、解決できない場合は、外部 (労働局等) の相談窓口を紹介 |
| 相談対象 | 議員間又は議員と職員の間で生じたハラスメントに起因する問題を対象                                       | 議員によるハラスメント又は議員若しくは議員となる者に対するハラスメント                                    | 議会内におけるハラスメント                           |
| 備考   | 犬山市 (要綱制定)   | 福岡県 (条例制定)   | 群馬県 (規程無)                               |

## 「富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」の制定について

### 1 個人情報保護法改正の経緯

- ・令和 3 年 5 月 個人情報保護法の改正（以下、改正法という。）
- ⇒個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を統合
- ・令和 5 年 4 月 地方公共団体において改正法施行
- ※ 地方議会は引き続き改正法が定める規律の適用対象外

### 2 条例について

改正法及び執行部との整合性を勘案し、改正法「第 5 章 行政機関等の義務等」の各規定に対応することを基本として、全国議長会が作成した「標準例」に基づき作成

#### (1) 構成

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 個人情報の取扱い（第 4 条～第 16 条）
- 第 3 章 個人情報ファイル、個人情報取扱事務登録簿（第 17 条～第 18 条）
- 第 4 章 開示、訂正及び利用停止（第 19 条～第 47 条）
- 第 5 章 雑則（第 48 条～第 53 条）
- 第 6 章 罰則（第 54 条～第 58 条）

#### (2) 現行条例との主な違い

| 項目      | 条例案の内容  |
|---------|---|
| 個人情報の定義 | 死者の個人情報を含まない。   |
| 保有の制限   | 個人情報の保護水準は維持するが、規定振りは「標準例」に準拠（法令上の事務の遂行に必要な範囲でのみ個人情報の保有が可能） |

#### (3) 対象となる個人情報

議会事務局職員が、①職務上②作成又は取得した個人情報で③組織的に利用する目的で保有しているもの（議員が取得する個人情報は対象外）。

#### (4) 議会が保有する個人情報

請願、陳情、要望書等に記載された住所、氏名などを保有

※ 条例制定に合わせ、適宜運用の見直しを検討

#### (5) その他

- ・開示決定期限の短縮、手数料の不徴収等、現行条例のサービス水準を維持し、執行部と同一の取扱いとするための独自規定あり。
- ・条例の実施について、必要な事項は議長が別に定める。
- ・罰則に係る検察庁協議及びパブリックコメント実施済

### 3 今後の予定（案）

- 11 月 11 月定例会で条例制定
- 12 月 規程案の作成
- 令和 5 年 4 月 条例・規程施行

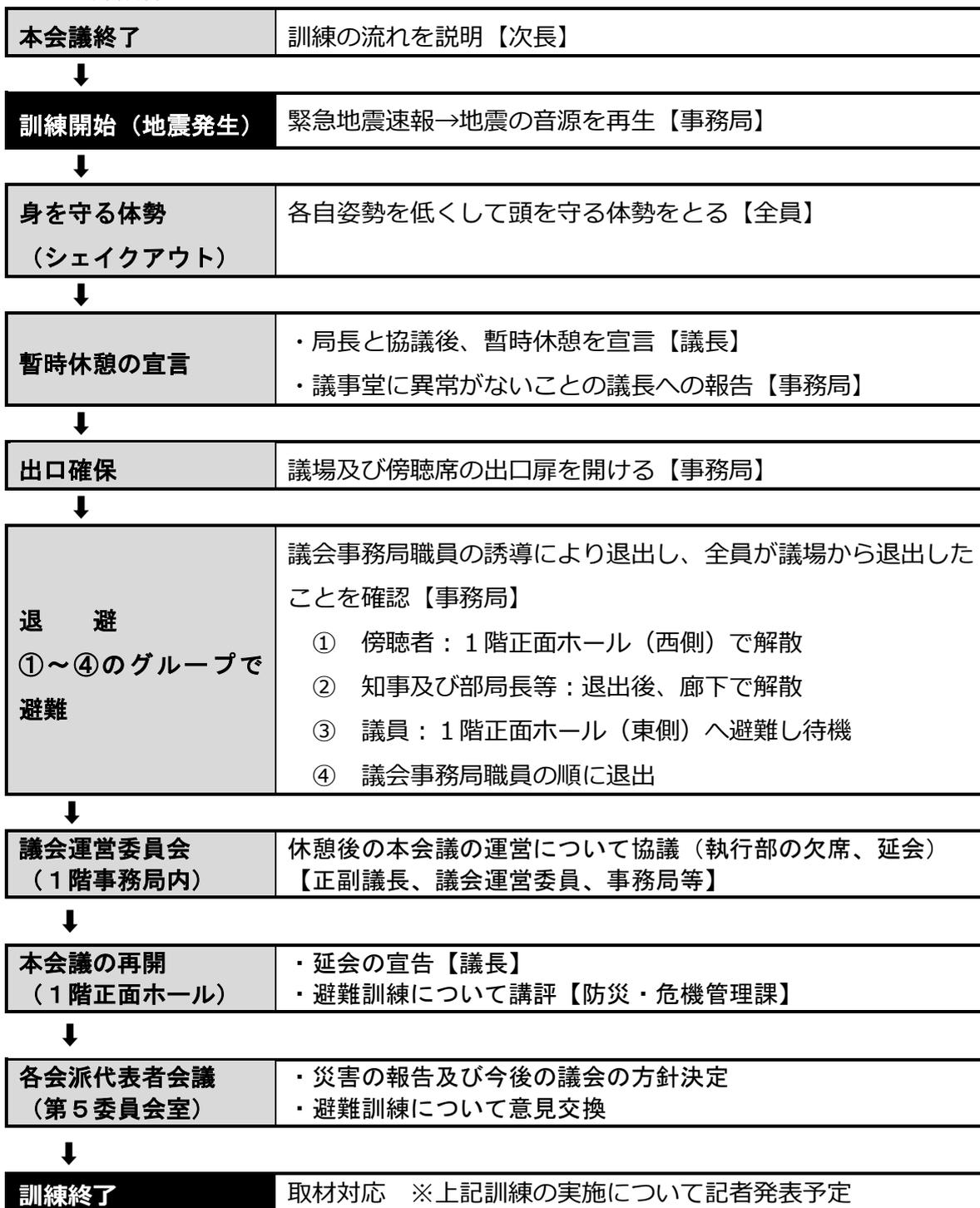
## 富山県議会議事堂本会議場内における避難訓練の実施概要

## ○訓練の目的

地震発生時に議会運営、議場からの避難を的確に行えるよう、『富山県議会危機管理マニュアル』（地震発生時におけるフロー図）に基づき、全議員、傍聴者、知事及び部局長等の議場からの避難訓練を実施する。併せて、本会議の延会手続や避難手順等の検証を行い、改善点のマニュアルへの反映を検討する。

- 日 程 令和4年11月30日（水） 11月定例会代表質問日（本会議終了後、訓練を実施）
- 参加者 全議員、傍聴者、知事及び出席部局長等、議会事務局職員
- 内容 本会議開会中に、県内で震度7の地震が発生したことを想定した議会運営及び議場からの避難訓練

## ○訓練の流れ



## 議会に提出される資料及び議会作成会議録の配付の取扱いについて

今年度から、ペーパーレス化の取組として、議会に提出される議案書や常任委員会報告資料等については、紙と併用して電子データ（PDF ファイル）による配付を試行しているが、令和 5 年度からの本格実施に向け、議会作成の本会議等会議録もペーパーレス化を進めることとし、今後の資料等の配付に係る取扱いを整理するもの。

## 1 議会に提出される資料及び議会事務局作成会議録(冊子)の配付状況等

| 区分    | 冊子名及び配付先                       |     |      | 参考       |                       |
|-------|--------------------------------|-----|------|----------|-----------------------|
|       | 冊子名                            | 各会派 | 議員個人 | 議会 HP 掲載 | 議会 HP 会議録<br>検索システム登録 |
| 執行部   | 議案書                            | ○   | ○    | ○        |                       |
|       | 予算に関する説明書                      | ○   | ○    | ○        |                       |
| 議会事務局 | 定例会会議録                         | ○   | ○    | ○(速報版)   | ○                     |
|       | 予算特別委員会会議録                     | ○   | ○    | ○(速報版)   | ○                     |
|       | 議会時報                           | ○   | ○    |          |                       |
|       | 常任委員会                          |     |      | ○(速報版)   | ○                     |
|       | 特別委員会                          |     |      | ○(速報版)   | ○                     |
|       | 議会運営委員会<br>各会派代表者会議<br>全員協議会 等 |     |      |          |                       |
|       | 政策討論委員会会議録                     | ○   | ○    |          | ○                     |

## 2 令和 5 年度からの対応案

議員一人一人への配付をやめ、各会派の所属議員数を考慮し、控室用として数部（最低 1 部）配付することとする。

なお、控室用、事務局作業・保存用、図書館配付用等に冊子の会議録等も必要であることから、作成部数を減らして冊子の会議録等も作成する。

## 3 理由

執行部から議会に提出される資料に関しては、議案書や予算説明書等、分量が多く、冊子本体を使用して説明を受けることがないこと（実務的には、概要資料で説明を受けること）、また、議会事務局で作成する議事録等に関しては、議会活動に際し、過去の質問、答弁等を確認する場合は、会議録検索システムで、キーワード検索の方が効率的であり、また、どこでも簡単にパソコンやタブレット等で閲覧することが可能であることから、冊子ベースでの利用は低くなっているものと考えられるため。

## 議会日程ポスターについて

## 1 現状

- (1) 作成部数 500 枚 (B 2 判) × 4 定例会 = 2,000 枚
- (2) 配付先 主要公共交通機関 [(あいの風とやま鉄道：富山、高岡、魚津、小杉の各駅)、(富山地方鉄道：富山駅)]、県有施設、市町村、図書館、大学、専修学校、高等学校等
- (3) 掲 示 おおむね定例会の 3 週間前から
- (4) 作成経費 約 100 万円 (印刷 20 万円、駅掲載 80 万円)

## 2 作成の経緯

- (1) 平成 25・26 年度は、より多くの県民に議会を傍聴・視聴いただけるように定例会の日程に加え、ケーブルテレビによる生放送やインターネット生中継・録画中継等の方法も記載し作成 (以降は事業効果を検証のうえ検討)  
配付先：主要公共交通機関、県有施設、市町村、図書館
- (2) 平成 27 年度、改選後に改めて立ち上げた議会運営等に関する検討小委員会〔第 3 回会議 (H27.9.29)〕において、平成 27 年 6 月の公職選挙法改正 (H28.6.19 施行) により、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことから、学生等に議会日程を周知し、興味を喚起する目的で作成 (H27.11 定例会～)
  - ① 配付先：大学、専修学校を追加
  - ② デザイン：本来啓発すべき議会日程を前面に押し出し、極力シンプルでわかりやすいものとする  
学生のネット環境に対応し、最新の情報を入手できるよう「QR コード」を追加

## 3 課題等

- (1) 内容について  
作成から掲示、周知の期間を考えると、日程しか盛り込めない  
(約 1 カ月前に日程確定後、掲示開始するスケジュールでポスターを作成)
- (2) 掲示場所について
  - ① 駅での掲示にかなり費用が掛かるが、駅は通過点に過ぎず、よっぽどのインパクトでもない限り、ポスター前で足を止めることがない
  - ② 各施設における掲示についても、掲示場所はお任せするしかなく、また、施設には多方面からポスター掲示依頼があり、少ない掲示スペースに埋もれているのが現状
- (3) 議会における情報発信等の取組について
  - ① 平成 29 年度から Facebook、Twitter で情報発信をスタート
  - ② 令和 3 年度から全高校生へ広報紙を配付、議員による出前講座の実施、インターネットを使ったプッシュ型広告の実施
- (4) その他
  - ① 議会においても廃止も含めた事務事業の見直しに取り組む必要あり
  - ② 県庁全体でカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでおり、議会においても紙の使用量削減を図る必要あり (議会日程ポスターは、保存の要素がなく、閉会後は廃棄されるのみ)

# 議会広報の充実について

令和4年11月18日  
議会事務局調査課

## 1 議会広報紙WEB掲載の実施

- (1) 業務委託先 株式会社プロジェクトタネ（本社：高岡市御旅屋町1222-2）  
{ R4.6.16公募型プロポーザルにて応募者2者の中から選定  
 契約額：1,899,700円 }

## (2) 業務内容

### ① インターネットによる広告配信

#### ア 配信方法

動画、テキスト、バナーを活用し、富山県内在住の18歳以上の媒体のユーザーに対し、県議会ホームページの広告を配信

イ 配信期間 令和4年7月12日(火)から8月11日(木)まで

#### ウ 配信実績

1) 表示回数 約812万回

2) クリック数 44,381回（クリック率：0.55%）

※他の同様な広告配信の通常クリック率：0.01～0.05%

### ② 議会広報紙WEB掲載代行

県議会ホームページに議会広報紙「TOYAMAジャーナル」をデジタルブック形式で掲載

### ③ WEBアンケートの実施

ア 実施方法 アンケート回答用WEB画面の制作及び運営

イ 実施期間 令和4年7月12日(火)から9月30日(金)まで

## (3) 回答状況

① 回答数 150件（20歳未満：79.0%） (R3：125件)

② 議会関心度 34.0%の方が、「関心がある」と回答 (R3：32.3%)

③ 広報紙 50.0%の方が、「読みやすい」と回答 (R3：53.2%)

56.0%の方が、「今後も読みたい」と回答 (R3：40.7%)

63.4%の方が、「役に立った」と回答 (R3：69.9%)

### ④ 主な意見

(ポジティブ) ・これからもっと勉強して議会などをもっと知りたいと思った。

・議員の好きな食べ物コーナーがおもしろかった。

・出来れば、発行回数を増やして欲しい。

(ネガティブ) ・富山の良いところ、頑張りが伝わってこない。

・理想や理屈ばかりを発信するのではなく、実際に県民のために誠実に働いてほしい。

・興味が湧かない。

等

## 2 主権者教育の推進

### ○ 高等学校での出前講座

議員が高等学校へ直接出向き、高校生に対し主権者教育についての講座を開催

#### (1) 高岡向陵高校

- ① 開催日時 令和4年10月12日(水)13:20～15:10(5、6限目)
- ② 開催場所 荒井学園高岡向陵高等学校(高岡市石瀬281番地1)
- ③ 実施学年 2学年5クラス
- ④ 参加議員 澤崎議員、大門議員、瀬川議員、安達議員、藤井議員、八嶋議員、酒井議員、山崎議員、武田議員、山本議員、稗苗議員、米原議員(12議員)

#### 参考

高岡向陵高校生徒アンケート結果(出前講座の前後比較、高岡向陵高校実施)

- Q1 政治や社会問題に関心があるか  
関心がある (事前) 40% ⇒ (事後) 55%
- Q2 18歳になって初めての選挙、投票に行くか  
投票に行く (事前) 54% ⇒ (事後) 68%

#### (2) 南砺平高校(予定)

- ① 開催日時 令和4年12月9日(金)10:25～12:06(3、4限目)
- ② 開催場所 富山県立南砺平高等学校(南砺市大島1203)
- ③ 実施学年 全学年3クラス
- ④ 参加議員 (6議員以上)

#### 参考

議会広報紙「TOYAMAジャーナル」の配布先(R4.11.18現在)

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 県内高等学校(公私立、特別支援学校含む)                | 約31,000部 |
| 県内各公民館・コミュニティセンター                   | 約6,500部  |
| 議員配布                                | 約8,800部  |
| 県内市町村議会(市町村議員分含む)                   | 約1,300部  |
| 県内図書館                               | 約1,200部  |
| 都道府県議会事務局ほか、関係部局等<br>(県外からの行政視察等含む) | 約500部    |
| 合計                                  | 約49,300部 |

(発行部数50,000部)

## 議会における IT 活用の取組等について

## 1 タブレット端末について

- ・令和 5 年度からのペーパーレス化の本格実施に向けて、タブレット端末の積極的利用を周知
- ・Wi-Fi ルータ導入（5 台）に伴う委員会視察等でのタブレット端末の利用
- ・改選に際し、タブレット端末の返却、リカバリーの取扱について協議予定

## 2 ファイル共有サービスについて

- ・Google ドライブによる電子データ資料の管理は、個人で保存先フォルダを作成し管理する必要あり
- ・IT 委員において、執行部で利用する BOX（クラウド上のファイル共有サービス：資料が階層毎にフォルダで整理され閲覧性に優れ、ハードへの保存も容易）を試行利用中（移行も検討）
- ・全国的には、専用ソフトを導入している議会が多いことから、ペーパーレス会議システムの導入も検討

## 3 オンライン委員会について

- ・12 月 7 日(水)に模擬委員会を実施予定
- ・オンライン委員会の開催事由等を協議し、規定改正案を検討予定

## 4 常任委員会の録画配信の実施について（別紙資料 7-2）

- ・11 月定例会前の常任委員会から実施予定
- ・映像は、委員会開催から概ね 10 日後に県議会 HP において配信予定

## 5 その他

- ・これまで紙で作成していた資料を単に電子データ化するだけでは、閲覧等に困難を要する場合もあり、今後は、会議参加者が PC やタブレットの画面、大型ディスプレイで資料を閲覧するということを前提とした資料作りをする必要あり  
（議会だけに限らず、執行部も同様であり、例えば、法令等に基づき作成する資料を電子データ化し、説明・報告等でそのまま使用することには無理が生じる場合あり）

## 常任委員会のインターネット録画配信について

常任委員会については、令和 3 年度議会改革推進会議の検討結果をもとに、令和 4 年 6 月定例会前の開催分から、本会議、予算特別委員会と同じく公開を原則とすることとし、傍聴の許可制を廃止しており、また、議会ホームページでの録画配信を予定していたところです。

今般、録画設備の整備が完了し、令和 4 年 11 月定例会前の常任委員会から、議会ホームページでの録画配信を下記のとおり実施することとしますので、お知らせします。

### 記

#### 1 録画配信の時期

開催日の概ね 10 日後（土日祝除く）に富山県議会ホームページに掲載

(備考)・本会議、予算特別委員会：同時編集のうえ生中継 → 翌日（土日祝除く）、録画配信  
・常任委員会：生中継なし、閉会後にデータを業者に送付し編集

#### 2 配信方法

試行時と同じくカメラを 2 台使用し、発言席と答弁席を縦に 2 分割した固定画面で配信する。なお、委員長席は映さない。

(画面イメージ)

富山県議会 インターネット議会中継  
TOYAMA PREFECTURAL ASSEMBLY

県議会トップページ  
会議録の検索

議会中継トップへ 生中継を見る 録画中継をみる

※本会議の録画中継をご覧ください。

令和3年9月 9月7日 地方創生産業委員会

癒師 富士夫委員 1時間48分頃から  
・観光客入込数について

渡辺守人委員 1時間53分頃から  
・高岡テクノドーム別館の整備について  
・コロナ禍における経済情勢とその支援について

上田英俊委員 2時間16分頃から  
・障害者雇用について

2 陳情の審査

発言席 答弁席

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%  
【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%  
※女性議員が少ない 議会や議員の平均年齢が高い 議会において無投票当選となる割合が高い傾向

## 1. 議会についての現状認識と課題

- 感染症のまん延等の緊急時における迅速な合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

## 2. 議会における取組の必要性

- 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

### ① 多様な人材の参画を前提とした議会運営

#### 勤労者等の議会参画

- ➔ 夜間・休日等の議会開催等

#### 女性、育児・介護に携わる者の議会参画

- ➔ ハラスメント相談窓口の設置  
会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等

#### 小規模市町村における処遇改善

- ➔ 議員報酬の水準のあり方を議論

### ③ 議長会等との連携・国の支援

- ➔ ハラスメント対策に関する議長会の調査

### ② 住民に開かれた議会のための取組

#### デジタル技術を活用した情報発信の充実

- ➔ SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開の充実等

#### 住民が議会に参画する機会の充実

- ➔ 住民と政策や議会運営を考える場  
(例：政策サポーター、議会モニター)

- ➔ デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援

## 3. 議会の位置付け等の明確化

- 一部の議員の行為等により住民の信頼を損ないかねない事例も見られ、こうしたことがないよう、議会や議員が、その重い役割・責任を自覚することが重要。
- 全ての議会に共通する一般的な事項について、地方自治法に規定を設けることも考えられる。

### 【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置づけを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定

## 4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討。  
※就業規則における対応
- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

## 5. 議会のデジタル化

- 本会議へのオンライン出席について、国会における取扱いも踏まえ、丁寧に検討。
  - ・ どのような場合に可能とするか。
    - ①事由を問わず幅広く可能
    - ②原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
    - ③引き続き議場での出席を前提しつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで「参加」
  - ・ 本人確認の方法、議事の公開方法、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。  
※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)
- 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。